

書類審查

## 令和元年度 全国市町村交流レガッタ大会派遣補助金

評価表 NO

56

## 〈補助金の視点別評価〉 【主管課評価・・・A=合致、B=概ね合致、C=課題あり】

要件	項目	評価	評価した内容についての説明
公益性	補助の対象となる事業又は補助を受ける団体等の活動が、直接又は間接に、不特定多数の市民の福祉の向上及び利益の増進に寄与している。	A	毎年開催される川内レガッタにおいて、優勝したチームが、全国ボート場所在市町村協議会が主催する「全国市町村交流レガッタ大会」に出場する際の派遣旅費の補助を行うものであり、レガッタの普及や競技力向上をはじめ、本市のPR及びスポーツ振興に寄与するものである。
必要性	特定の目標・成果の達成に向けた、団体等への支援や社会的弱者の救済、地域的ハンディ等への支援が必要である。	A	全国市町村交流レガッタ大会に出場することで、他市との交流も広がり、本市のPR及びスポーツ振興に繋がるものである。
有効性	達成しようとする目標・成果が市民ニーズに合致しており、かつ、その目標・成果の達成に向けて、適切な効果を生じている。（その目標・成果を測るための適当な効果指標の設定がなされている。）	A	全国市町村交流レガッタ大会に派遣することにより、レガッタの普及及び競技力向上に繋がる。
適格性及び妥当性	① 補助の対象となる事業について、行政が直接実施するよりも、行政以外の者が行う方が適当であると明確に認められる。	A	全国市町村交流レガッタ大会への出場補助であり、市ボート協会が派遣することが適当である。
	② 特定の目標・成果の達成に向けて、当該補助金等の交付以外に適当な政策手段がないか、又は当該補助金等の交付が最も妥当な政策手段であると明確に認められる。	A	全国市町村交流レガッタ大会にチームを派遣するため、市ボート協会に補助金を支出することが適当である。
	③ 補助率又は補助額が、明確な根拠によって積算されたものであり、かつ、社会経済情勢に照らし、著しく妥当性を欠く水準とはなっていない。（交付要綱の補助基準）	A	必要最小限の旅費の積算により、その1/2の補助するものであり、市ボート協会も負担しており、妥当性を欠くものではない。

## 〈補助金の見直し結果〉

内部評価（一次）結果	《今後の改革の方向性》	外部評価結果	《視点別評価》
	■現状のまま継続		公益性 ⇒ <input type="checkbox"/> 高い <input type="checkbox"/> 低い
	□見直しの上で継続		必要性 ⇒ <input type="checkbox"/> 高い <input type="checkbox"/> 低い
	⇒今後の方向性 <input type="checkbox"/> 充実 □移管・統廃合 □縮小		有効性 ⇒ <input type="checkbox"/> 高い <input type="checkbox"/> 低い
	□休止・廃止		適格性・妥当性 ⇒ <input type="checkbox"/> 高い <input type="checkbox"/> 低い
《上記方向の理由》	市ボート協会は、川内川を生かした川内レガッタを自己努力で開催しており、4年に1回は早慶レガッタを開催し、レガッタ普及と競技力向上に努めているため、今後も継続する。	《今後の改革の方向性》	□現状のまま継続
			□見直しの上で継続
			⇒今後の方向性 <input type="checkbox"/> 充実 □移管・統廃合 □縮小
《改革・改善の内容とそれを実施していくための手段・計画》	□休止・廃止		□休止・廃止
			《まとめ》

## 全国市町村交流レガッタ大会派遣補助金交付要領

### (趣旨)

第1条 この要領は、薩摩川内市補助金等交付規則（平成16年薩摩川内市規則第67号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、及び薩摩川内市補助金等基本条例（平成18年薩摩川内市条例第40号。以下「条例」という。）を実施するため、薩摩川内市商工観光部関係補助金等交付要綱（平成24年薩摩川内市告示第204号）第2条の表に掲げる全国市町村交流レガッタ大会派遣補助金に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (補助事業等の要件)

第2条 全国市町村交流レガッタ大会派遣補助金に係る補助事業等は、次の要件をすべて満たすものでなければならない。

- (1) 全国ボート場所在市町村協議会が主催する全国市町村交流レガッタ大会に派遣するものであること。
- (2) 本市ボート協会（以下「申請者」という。）が推薦し派遣するものであること。

### (補助金の額)

第3条 全国市町村交流レガッタ大会派遣補助金の交付は、予算の範囲内とする。

### (補助対象経費)

第4条 全国市町村交流レガッタ大会派遣補助金の交付対象となる経費は、全国市町村交流レガッタ大会派遣に要する経費とする。

### (交付の申請)

第5条 全国市町村交流レガッタ大会派遣補助金の交付の申請に係る規則第5条の市長が別に指定する日は、事業を実施する日の5日前までとする。

2 全国市町村交流レガッタ大会派遣補助金の交付の申請に係る規則第5条第3号の市長が必要と認める書類は、次に掲げるものとする。

- (1) 大会実施要項
- (2) 前号に掲げるもののほか、特に必要であると認められる書類

### (交付の基準)

第6条 全国市町村交流レガッタ大会派遣補助金の交付の決定は、次の各号のいずれかに該当する場合には、これを行わない。

- (1) 当該補助事業等が第2条の要件を満たさない場合
- (2) 前号に掲げる場合のほか、当該申請者に全国市町村交流レガッタ大会派遣補助金を交付することが適当でないと認められる場合

(実績報告)

第7条 全国市町村交流レガッタ大会派遣補助金の実績報告に係る規則第15条第3号の市長が特に必要と認める書類は、次に掲げるものとする。

- (1) 当該補助事業等の公益性、必要性、効果等について当該補助事業者が自ら行った評価に関する書類
- (2) 当該補助事業等に係る大会成績及び記録写真
- (3) 当該補助事業等に係る領収書又は請求書
- (4) 前3号に掲げるもののほか、特に必要であると認められる書類

(効果の測定)

第8条 全国市町村交流レガッタ大会派遣補助金の効果（条例第4条第2項第1号の効果をいう。）は、次に掲げる指標を用いて測定するものとする。

- (1) 当該補助事業者が自ら行った評価、当該補助事業等の公益性、必要性、効果等に関する結果
- (2) 実施事業等に係る参加者数
- (3) 前2号に掲げるもののほか、特に必要であると認められる指標等

(補助事業者等の責務)

第9条 全国市町村交流レガッタ大会派遣補助金の交付を受けた補助事業者等は、本市のスポーツ振興の円滑な推進に積極的に協力するよう努めるものとする。

(その他)

第10条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、観光・スポーツ対策監が別に定める。

附 則

この要領は、平成27年4月1日から施行する。